

## 老齢厚生年金の受給資格条件とは？



老齢厚生年金受給資格とは？



- ・厚生年金の被保険者期間が1ヵ月以上あって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間(保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上)を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金を受給できます。
- ・65歳未満で厚生年金の被保険者期間が1年以上ある方は60歳～65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」を受給できます。



特別支給の老齢厚生年金とは？



- ・老齢厚生年金は本来65歳から受給できます。ただし、誕生日によって、特別に60歳から受給できるのが「特別支給の老齢厚生年金」です。
- ・「特別支給の老齢厚生年金」を受給できる男性は、昭和36年4月1日以前に生まれた方です。  
女性は、昭和41年4月1日以前に生まれた方です。それ以後の年齢層は、「特別支給の老齢厚生年金」は受給できません。

老齢厚生年金の受給額を知ろう



老齢厚生年金の受給資格を満たしたら年金額はいくら受給できるのですか？



- ・老齢厚生年金の受給額の計算は複雑です。現在、将来の老齢基礎年金と老齢厚生年金額の見込額や受給額は毎年誕生月に年金記録を掲載した「年金定期便」に記載されています。
- ・見込額、年金額は「ねんきん定期便」で確認しましょう。「ねんきん定期便」は年齢によって以下の表のような情報が記載されています。

区分		送付形式	内容		備考
毎年 (節目の年以外)	50歳未満	はがき	直近1年間の 情報	これまでの加入実績に 応じた年金額	被保険者の 誕生月に郵送
	50歳以上			年金見込額	
節目の年	59歳	封書	全期間の 年金記録情報	年金見込額	
	35歳、45歳			これまでの加入実績に 応じた年金額	

- ・「ねんきん定期便」は年齢によって形式や記載される内容が異なります。  
詳しくは「様式(サンプル)」と「見方ガイド」のホームページで確認してください。

・50歳未満の方の「見方ガイド」ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/20190405.files/01guide.pdf>

・50歳以上の方の「見方ガイド」ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/20190405.files/02guide.pdf>

・年金受給者、現役の方の「見方ガイド」ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/20190405.files/03guide.pdf>

加給年金とはどんな年金なのかを知らう



加給年金の受給資格と受給額は？



- ・厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加給年金が加算され受給できます。
- ・加給年金額は以下の通りです。

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	224,500円	65歳未満であること
1人目から2人目	各224,500円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各 74,800円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子



私の妻は厚生年金に20年以上加入しています。私は自営業者で国民年金加入者です。妻の方が、私より5歳年上です。妻が65歳のときに私は60歳ですが、私の妻は加給年金を受給できますか？



あなたの奥さんは厚生年金に20年加入しているから加給年金を受給できます。加給年金は65歳未満の『配偶者』がいるのが条件ですから、この場合はご主人が『配偶者』になるので奥さんはご主人を『配偶者』として加給年金を受給できます。



遺族厚生年金の受給資格と受給額は？



●受給資格は？

- ・厚生年金に加入している方。
- ・1級・2級の障害厚生年金を受給している方。
- ・老齢厚生年金を受給している方。
- ・老齢厚生年金受給資格期間を満たしている人が死亡した場合。

●受給額は？

- ・遺族厚生年金額の計算は複雑です。  
概略報酬比例部分の年金額の4分の3が遺族厚生年金額といえるでしょう。



遺族厚生年金には「中高齢の加算」というプラスワン年金が加算されると聞きましたがどんな年金ですか？



以下に該当する妻が受給している遺族厚生年金には40歳から65歳になるまでの間、585,100円(年額)が加算されます。これが「中高齢の加算」です。

- ・夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻
- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給していた子のある妻が、子が18歳、障害の状態にある場合は20歳になったために遺族基礎年金を受給できなくなったとき

に「中高齢の加算」を受給できます。